

新年のご挨拶

みなさん、明けましておめでとうございます。

2015年の新春にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は弊社が運営している事業所保育所が10年を迎えました。

平成7年ごろ、ブラジルの子どもたちが預けられている場所を見学に行ったとき、わたしはその現実に大変驚きました。6畳2間のアパートの一室で、20人近い子どもたちが思い思いに漫画を読んだりテレビを見たり、片方では食事の時間ではないのにご飯を食べていたり、教育のかけらも見えない環境で過ごしていました。しかも5万円から10万円もの保育料を支払っている実態に、わたしは大変ショックを受けました。いずれこの子どもたちが日本の小学校に進み、その先日本人と共存共栄していけるのだろうか…、将来に不安を覚え、いつか外国人の子どもたちの保育園を立ち上げようと誓ったことは、今でも忘れません。事業所託児所から始めましたが、今では一般の外国人の方や日本人の親御さんたちが、ホームページを見て入園を希望し、シンエイランドに来てくださるようになりました。外国の子どもたちが日本で暮らすための保育、多文化共生保育ができるのはシンエイランドしかないと思っています。夢や希望をあきらめず、継続して本当によかったと思います。

又、昨年12月には慌ただしく衆議院選が行われ、自民圧勝で幕開けとなりました。

アベノミクス「第三の矢」のひとつ、雇用を巡る規制改革は、弊社にとって経営に直接かわる法案であります。

第187回臨時国会に提出された改正労働者派遣法の一部見直し案

① 特定労働者派遣事業の廃止

- ・一般/特定労働者事業の区分を廃止、**全て許可制の労働者派遣事業**とする。
- ・既に一般労働者派遣事業の許可を有する事業主は法施行の時点で新労働者派遣事業の許可を有するとみなす。
- ・特定労働者派遣事業者は、経過措置期間内に許可を取得できない場合は3年経過をもって労働者派遣事業の実施はできなくなる。

一般労働者派遣事業の許可ハードルが高い(2千万円以上の純資産/負債の7分の1より純資産が多い/1,500万円以上の現預金) ※一部抜粋

緩和もあれば当然規制もあります。最近では社会保険事務所の立入調査より、保険加入されていない派遣会社は、2年さかのぼって加入も強制され、支払が出来ないために、廃業を余儀なくされる業者が数多くあります。

弊社伸栄総合サービスは法律を守り、お客様、派遣社員の方が「伸栄で良かった」と思って頂ける企業にしていきたいと改めて決意し、今後も微力ながら浜松の街に元気を与えられる企業になれるよう努力し、本年のご挨拶とさせていただきます。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

2015年元旦

有限会社 伸栄総合サービス
代表取締役 加藤 和代